

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：	大規模地震対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：	第12条第2項
処 分 の 概 要：	警戒宣言が発せられる前における緊急輸送車両の確認
原権者（委任先）：	佐賀県知事、佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：	大規模地震対策特別措置法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準：	車両の使用者の申出を受けた佐賀県公安委員会は、当該車両が大規模地震対策特別措置法第21条第2項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 4 2及び3以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標 準 処 理 期 間：	30日
申 請 先：	警察本部交通部交通規制課企画調査係 申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
問 合 せ 先：	警察本部交通部交通規制課企画調査係（電話0952-24-1111 内線5184） 申請する車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課
備 考：	